

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成27年度第2回津市農業共済損害評価会
2 開催日時	平成27年7月23日(木)午前9時30分から午前10時22分まで
3 開催場所	津市美里社会福祉センター ホール
4 出席した者の氏名	(損害評価会委員) 宮本政春会長、花井美博、井上重徳、伊藤敏一、山田正美、林雅則、辻信夫、堀健次、佐脇正敏、清水英治、樋廻俊和、太田憲昭、小粥文夫、増地和久、駒田勝次、若林由行、野田喜男、伊藤一夫、海野要、森川一正、福西吉千、奥谷正義、岡田裕之、山中重範、小林庄一、小林希久、富田眞司、天花寺公一、池田昌司、岩高敏一、西川明一、山中啓生、大倉勝秀、奥田健次、鈴木庄治、阿保良夫、盛岡正則、野田清太、小瀬古安、印南昌彦、後藤榮、長谷川誠一 (事務局) 室長 板谷敦郎、担当主幹 日比孝明、担当副主幹 植谷三保、主査 千原正大、主事補 勝谷彩加
5 内容	(1) 平成27年産麦共済(一筆方式)当初評価高の諮問について (2) 平成27年産麦損害評価について (3) 損害評価会年間開催予定について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	農林水産部農業共済室 農業共済担当 電話番号 059-279-8210 E-mail 279-8210@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局 おはようございます。定刻となりましたので、平成27年度第2回津市農業共済損害評価会を開会いたします。

開会に先立ちまして、津市農業共済室長 板谷より御挨拶を申し上げます。

板谷室長 おはようございます。農業共済室長の板谷でございます。

本日は、公私御多忙の中、平成27年度第2回損害評価会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

尚、先週開催予定でしたこの会議を、台風11号による大雨警

報発令により、止む無く、本日に延期とさせていただきます。
御了承いただきたく存じます。

さて、今年の麦共済関係につきましては、5月から6月上旬にかけて、見回り調査・全筆調査・抜取調査・実測調査を実施いたしました。また、一筆方式の損害評価関係地域の委員様には抜取調査にお世話をおかけいたしまして、誠にありがとうございました。

本日は、平成27年産麦共済の一筆方式による当初評価高の諮問について御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また続いて、平成27年産水稻の損害評価についての説明および評価の日程等についての説明と今後の損害評価会の日程について御説明をさせていただきます。

水稻共済関係につきましては、8月・9月の暑い時期ではありますが、例年のように各地域において、水稻の抜取調査として損害評価を実施しますので、各委員の皆さまには、関係地域の損害評価にどうかよろしく御協力のお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

事務局 本日の会議の出席者は、52名中、42名で過半数を上回っておりますことから、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、損害評価会の議事内容は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページにおいて公開いたしますので御了承をいただきたいと思います。

それでは、津市農業共済条例第165条第3項に基づき、これより会議の進行を議長である宮本会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

宮本会長 皆さま、おはようございます。

本日は、御多忙の中、平成27年度第2回津市農業共済損害評価会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

尚、先週の16日に会議を開催する予定でしたが、台風11号による大雨警報が早朝より発令され止む無く本日に延期とさせていただきます。

この台風によるこの地域での被害は、現在のところほとんどないようですが、土手が崩れて田の一部に土砂が流入した報告が1件ありました。

ようやく、梅雨が明けたようですが、今度は台風12号が近づいております。この地方に被害が及ばないことを願っております。

さて、本日は平成27年産・麦共済の一筆方式に関わる損害評価の結果について、津市長より諮問を受けておりますので、この事項を中心に皆さまに御協議をいただきたいと思っております。

また、今年の水稲共済について、事務局より損害評価の日程や今後の損害評価会等の説明がありますのでよろしくお願いたします。

それではこの会議が、順調に運びますよう、皆さまの御協力等をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を始めます。まず初めに、本日の損害評価会の議事録署名人を指名させていただきます。

河芸地区の太田憲昭様お願いします。美杉地区の富田眞司様よろしくお願いします。

宮本会長 それでは、事項書の2、議事でございます。

平成27年産麦共済（一筆方式）当初評価高について、津市長より諮問を受けておりますことから、これについて御審議をいただきたいと思えます。

諮問の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 麦の共済を担当させていただいております日比と申します。よろしく申し上げます。

議事に入らせていただく前に配布資料等の確認をさせていただきます。

まず本日の損害評価会の事項書が一部、右上に資料と表記してある評価会会議資料が一部、農業共済のあらましと損害評価のカラーの冊子が一部、最後に平成27年産水稲共済損害評価関係の通知文書が一部となっておりますので、御確認をよろしくお願いたします。

平成27年産麦共済（一筆方式）当初評価高の諮問について説明させていただきます。

津市農業共済条例第19条の規定に基づき、市長が皆さまにお諮りする麦共済の一筆方式について、お手持ちの資料に基づき説明させていただきます。

会議資料の、1ページを御覧ください。管内の被害概況につきましてまとめました。

まず、播種につきまして御説明申し上げます。

早い地域で11月上旬から始まりましたが、11月は晴天が続いたため、播種は順調に進みました。11月上旬～11月中旬に播種ピークを迎え、12月中旬にはほぼ終了しましたが、耕地条件等により播き直しする地域も散見されました。

次に、生育についてですが、播種時期の11月の気温が比較的高かったことから、出芽は平年より早く初期生育も良好でした。

12月は、やや低温で経過したため、播種の遅いものは、11月初旬播きとの生育差がかなりみられました。その後、3月下旬から4月上中旬までの極端な日照不足により、稈長はやや長くなり、2月中下旬、3月頃からの高温傾向により穂数も多くなりました。出穂期はやや早くなりましたが、4月前半の曇雨天により開花期は平年並みの4月下旬となりました。中山間部においては、1月中旬に、獣害（シカの食害）が多発し、生育に影響が出ました。また、病害については、例年発生が目立ったコムギ縞萎縮病による葉の黄化症状ですが、平成27年産はほとんどありませんでした。

続いて収穫についてですが、平年と同じ6月8日頃に梅雨入りとなったものの、例年心配される降雨による収穫作業の影響も少なく、6月上旬から順調に収穫作業が始まり、中旬には管内のほぼ9割程度が収穫を終えました。

被害及び評価高につきましては、麦共済（一筆方式）の被害状況ですが、被害の主な要因としましては、耕地の悪条件による土壌湿潤害、シカによる獣害が見られ、中でもシカによる被害は年々増加しています。

一筆方式加入地域としましては、美里、一志の2地域です。被

害、地域、野帳の状況を加味し、被害申告のあった美里地域の長野地区を「津1」として、穴倉地区を「津2」として、2つの評価地区としてとりまとめました。

農業災害補償法 農作物共済損害評価要綱に基づき、現地評価の結果を整理し、共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定するための諮問として、評価地区ごとの全筆調査における、1) 超過被害面積、2) 共済減収量、3) 抜取調査筆の全筆調査単収の平均、4) 抜取調査筆の抜取調査における見込単収の平均、5) 抜取調査単収の平均と抜取調査筆の全筆調査単収の平均の差、6) 評価地区ごとの損害高（被害面積と共済減収量）に係る資料を作成し、評価会へ提出となっています。その結果、引受農家数4人に対し、共済金支払対象は2人、引受面積3,097.4aに対し、3割超過被害対象面積800.3a、引受収量42,693kgに対し、5,771kg減収となり、当初評価高としての共済金は80,794円を見込んでいます。

しかし、肥培管理が不十分で分割評価（人為的被害）の対象となった耕地があり、それらを加味した結果、分割後の共済減収量は4,931kgとなり、被害農家に対する共済金支払額は69,034円を見込んでいます。

被害率につきましては、当初評価高からみますと、13.5%。分割評価後は、11.5%となる見込みです。

見込みと表記させていただきましたが、このような表記にいたしましたのは、次の段階での、連合会の諮問や、国の経営所得安定対策制度において、修正がかかった場合、減収量や共済金がこの数値より下回る場合がありますので、このような表記をさせていただきました。

次に3ページを御覧ください。

平成27年産麦共済（一筆方式）被害要因別状況でございます。

これは、被害発生の変因を、評価地区別、地域別に表したものです。

左から順に右に沿って状況を記載させていただきました。

評価地区津1の美里長野につきましては、引受70筆に対し、

30筆野帳の提出がありました。津2の美里穴倉については、引受95筆に対し、43筆野帳の提出がありました。

野帳状況からの引受けに対する面積被害状況を比較しますと、津1の美里長野については、44.7%、津2の美里穴倉については、40.2%。全体で42.0%の被害率となります。この表の下段になります表ですが、地域別、被害の種類別にて引受面積に対する、被害率を算出したところ、本年産は獣害より土壌湿潤害の被害が高くなっている状況です。

4ページを御覧ください。

被害申告から減収量算出までの流れを図示したものです。数値については、参考で記載させていただきました。左から右へ矢印に沿って流れています。

上の方に記載しました記号（ア）から（ク）に沿って説明させていただきます。1反あたり基準単収100kgの耕地を例としています。一筆方式は7割補償の3割免責となっており、評価員様の全筆調査により、被害が3割を超えていると評価されたものが、計算対象となります。

被害申告30筆のうち、20筆が平均50kgの評価の場合、計算対象となり、10筆が平均80kgの評価の場合、計算対象外となった場合、記号の（ウ）と（エ）の振分された図になります。

次に（オ）の欄になりますが、評価会委員様の抜取調査と、市の実測調査をもとに、目を統一した内容に整理し、地域の評価格差を修正し、実測との開きを修正することによる平均単当修正値を算出します。その数値をもとに、全筆調査の評価単収へ±の修正をします。例えば10kgの+修正となった場合、（カ）と（キ）のように、（ウ）の平均の評価単収50kgに10kgを加えることにより、5筆対象外が生じて、20筆から15筆になります。対象外の筆は10筆から15筆となります。この時点で対象となった（カ）の欄の耕地が、当初評価高の数値となります。そして、さらに分割を加味した減収量が、実際の共済金の支払いとなります。

この流れをもとに、とりまとめたのが、5ページになります損

害評価状況です。

左からになります。津1の美里長野では、野帳が30筆、津2の美里穴倉では43筆、計73筆の野帳の提出があります。その中で、収穫皆無、発芽不能耕地を除く3割を超える被害（3割超過といいます。）は、40筆となりました。次に、地域評価格差の調整となります、単当修正量ですが、津1の美里長野については15kg、津2の美里穴倉については、22kgの修正量がかかってきます。この修正量の算出は、次ページになります。損害評価高の取りまとめに記載しています。修正量が加算された結果、3割を超える被害は、収穫皆無、発芽不能耕地を含めて66筆となりました。

津1の美里長野の減収量が、2,081kg、津2の美里穴倉の減収量が、3,690kgとなり、全体で5,771kgの減収量となります。この減収量に、単位当たり共済金額を乗じたものが、当初評価高の共済金となります。単位当たり共済金額については、経営所得安定対策の見直しがあり、営農継続支払（面積払）が数量払の内金として交付される仕組みとなったことから、下段左にあります表のとおりとなります。

当初評価高による被害率は、共済金額に対する共済金の割合として、3.8%となります。下段の参考2を御参照ください。

6ページを御覧ください。

5ページでお話しました、単当修正量の算出方法の明細、評価高の明細となります。表の左から全筆調査（評価）により3割超過被害となった耕地に対し、抜取調査、実測調査の結果を踏まえて、地域評価の格差を修正します。

まず、評価員様が調査していただいた、抜取調査単収の計を求めます。

次に、抜取調査単収実測対象となった耕地で、評価会委員様が評価した抜取調査の単収の計⑥と、実測調査の結果の単収の計⑦との格差を係数として求めます。⑩の検見単収修正といい、163.4という係数になります。

次に、抜取調査対象となった耕地で、評価員が評価した単収の平均⑨を求めます。

さらに、最初に求めた、評価員様が調査していただいた、抜取調査単収の計に係数1.634を乗じて、その平均⑫を求め、抜取調査対象となった耕地で、評価員が評価した単収の平均⑨との差⑬が単当修正量となります。

抜取調査、実測調査の格差修正を算出したものに対し、評価員との格差修正による単収を求めた結果が、この単当修正量となります。津1では15kg、津2では22kgの修正がかかることとなります。

この修正量を、全筆調査における3割超過に修正させ、収穫皆無、発芽不能を加えた結果が、表の右側の結果となります。

収穫皆無、発芽不能については、事前に三重県農業共済組合連合会に認定されていますので、修正の対象とはなりません。この欄の数値は5ページ的全筆調査（単当修正後）の3割超過の数値であり、当初評価高の共済減収量となります。

この算出に関しては、農林水産省が取り決めている損害評価要綱に基づいて算出したものです。算出結果は評価の諮問事項となっています。

続きまして、7ページを御覧ください。

分割評価を取りまとめた一覧で、分割評価基準の項目別に整理したものです。

分割評価につきましては、御承知のとおり、除草・排水・施肥等について、通常、農家さんが行うべき管理で、この肥培管理が不十分で、そのことを原因として減収となった場合には、その部分は共済減収量から除外します。

表の右の実数の欄を御覧ください。野帳提出73筆中、25筆に分割がかかっています。被害耕地の約3割に分割がかかっている状況です。耕地によっては、分割事由が重複するものもありますもので、この表の合計欄の下に発生率の欄を設けましたので御覧ください。分割評価が多かったものは、排水管理が全体の5割以上を占めている状況です。もともとに耕地条件にも問題があるかと思いますが、このような分割評価数となりました。

8ページを御覧ください。

当初評価高に対し、分割評価による減収量が除かれる部分を計

算し、実共済金を算出した表でございます。5ページの算出結果から、この分割評価を控除しますと、右側の分割後の数値となり、筆数、被害面積、減収量は当初評価高より減少しています。

なお、当初評価高では3割を超えた耕地で、この分割評価によって、3割以下となった耕地はありませんでした。

控除、対象外となる数値が、表の下に★印で表示しています欄の数値で、結果、当初評価高としています66筆が、減収量は5,771kgですが、実共済金対象となる共済減収量は、4,931kg(840kg減)となり、共済金は80,794円が69,034円(11,760円減)となります。

御参考までに被害率は、3.8%から3.3%となります。

長い説明でしたが、以上で平成27年産麦共済(一筆方式)当初評価高についての説明を終わらせていただきますとともに、御審議のほどお願いいたします。

宮本会長 平成27年産麦共済(一筆方式)の当初評価高の諮問についての内容は、事務局説明のとおりです。
このことについて、何か御意見、御質問などありましたらどうぞ。

奥田委員 農林水産省の基準に基づいて算出されてみえると思いますが、話を聞かせていただいても正直なところよくわからない。
皆さまも一緒ではないかと思うんですが。

それで細かい説明はなくてもいいのではないかと思います。

ただ問題なのは、自分の仕事と照らし合わせてやった場合、こういう数字がたくさん出てきて、なおかつお金に係る事ですので、できたら作成者、チェック者が誰かというのを明確にさせていただくと、細かい説明はいらないのかと思います。

これだけ数字が並んで計算されてみえるということは必ず誰かがチェックはされていると思うので、細かい説明はいらないのではないかという気が私はします。

事務局 おっしゃる通り計算して職員で確認もさせていただいております。

システムも、県の連合会から導入しておりまして、損害評価の結果を入力すると自動で計算するような結果となっております。

評価会の資料としまして、もう少しボリュームを減らさせていただくことは可能と思われませんが、数字だけ御提示させてもらうと、より説明不足なところがあると思いましたので、このような資料を作らせていただきました。

計算して結果だけ御提示とおっしゃられました。が、損害評価要綱の中に評価会へ諮問をさせていただき、答申いただくという項目がございまして、その用紙1枚だけ御提示させていただき結果だけ御報告させていただくという方法もとらせていただくのも可能ですが、その数字を算出する状況を御説明させていただくうえで、追加資料をつけさせていただいた状況もあります。

水稲の場合ですと、被害が出れば沢山の共済金が支払われる事もありますので、金額がある程度大きくなる中、資料を省略させていただいてもよろしいでしょうかとなると、説明不足だというような御指摘も過去にあったのではないかという事も聞いておりましたので、今回このような枚数で昨年と同じような資料をつけさせてもらいました。

おっしゃられるように、もう少し減らしていくように今後は検討させていただき、資料を少なくさせていただくように数字の御提示だけでよろしければそのような諮問方法をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

奥田委員 すみません。あくまでも私の意見ですので、皆さまの御意見を聞いていただいていた話でいいと思います。

それと、資料が必要以上になれば大変かと思えますし、ただ答えだけいいというのは、それはいかにもどうかとは思いません。だから資料も最低これくらいは必要なのか説明を基準に基づいた農林水産省の基準にやってみえるのであれば、その基づいた内容で説明をいただかなくても要所要所説明してもらえればという気がしたものですから、正直私は聞いていても頭に入りませんでした。

事務局 計算過程が複雑になっておりました。文字で表明させてもらっている中で、私が説明不足で申し訳ありません。

次回から検討させていただきます。

宮本会長 御意見、御質問がないようですので
平成27年産麦共済（一筆方式）当初評価高の諮問について
に対する答申を、事務局案の諮問内容どおりとすることに、御
賛成の委員の皆さまの挙手を求めます。

委員 挙手

宮本会長 挙手多数と認めます。よって、平成27年産麦共済（一筆方
式）当初評価高の諮問についてに対する答申は、諮問のとおり
とさせていただきます。

ありがとうございました。

次に、事項書3の報告平成27年産水稻共済損害評価につい
て、事務局の説明を求めます。

事務局 水稻共済担当の勝谷です。よろしくお願ひします。

着席して説明させていただきます。

それでは資料9ページを御覧ください。

平成27年産の水稻共済損害評価につきまして、お手元の資料
9ページの日程で実施させていただきます。

本年産の水稻につきましては、6月に入り雨が降るようになり
晴れる日が少なく、日照不足傾向で丈の長い稲が見受けられま
すが、おおむね順調に生育していると思われまますので、損害
評価の実施日程で進めさせていただきます。

8月5日の津北部（高野尾、大里）地域を皮切りに、9月8日
の美杉地域の実測調査まで約1か月間実施します。

損害評価会委員の皆さまにつきましては、主に抜取調査でお世
話になります。全筆調査は主に損害評価員様、実測調査いわゆる
坪刈りは事務局で実施します。

資料9ページ損害評価日程表の右側備考欄へは出席いただく予
定の委員の皆さまの人数を記載させていただいてもおりますの
で、御担当の地区の損害評価予定日の御確認をよろしくお願ひ
します。

また、8月6日の栗真、白塚、一身田地区につきましては、昨
年は各出張所で実施させていただきましたが、本年は津市北部市
民センターで一括して実施させていただきます。

8月24日の一志地区、8月25日の白山地区につきましては、昨年と同様にそれぞれ総合支所、出張所等で実施します。

なお、いずれの損害評価においてもかならず職員が同行し、評価の説明を行いますので、よろしくをお願いします。

各地区の全筆調査日を1日設定しておりますが、設定日以降の損害評価については、農家の申告に基づいて3人以上の評価員で随時実施していただくことになります。

また、今年の損害評価の実施状況を踏まえ、来年産以降につきまして、日程等を再度検討したいと思います。

農家の皆さま、損害評価員様へは、日程の前半の地区は7月27日付け、8月17日以降予定の後半の地区については、8月5日付けにて通知させていただく予定です。また、損害評価会委員の皆さまへは、事前にお問い合わせもいただくこともあり、本日、資料とは別にお配りしました文書にて、抜取調査への御出席をお願いさせていただきたいので、御協力をよろしくをお願いします。

続きまして水稻の損害評価の手順等を御確認いただきたいと思います。なお、損害評価員の皆さまには、各地区の全筆調査当日に損害評価の手順等を説明させていただく予定です。

それでは、まずお配りしました冊子の農業共済のあらましと損害評価の29ページを御覧ください。

損害評価に長く携わっていただいている委員様が多くみえますので、既に御存知のこととは思いますが、新任の委員様もおられますので、再度、重要と思われるポイントを御説明させていただきたいと思います。

29ページ下の損害評価の意義でございます。

損害評価は、支払共済金算定の基礎となることから、被害の実態に合った公正な評価が求められ、掛金率が過去の被害率に基づいて設定されるため過大な評価は、今後の共済掛金に大きく影響することとなります。

そういった意味からも損害評価は大変重要な業務となります。

30ページの損害評価会委員および損害評価員の役割です。この部分については、後ほどお読みいただきたいと思います。

31ページの損害評価の方法につきましては、まず損害評価員様が、全筆調査として野帳が出された全筆について評価をしていただきます。その全筆調査が公正に行われたかどうかを審査するため、1評価地区ごとに10筆以上を事務局において抽出して、損害評価会委員である皆さまに抜取調査を行っていただきます。

分割評価につきましては、除草や獣害対策等の肥培管理がなされていないことによる減収量は、共済事故による共済減収量として取り扱わないことから、一般被害と個人責任による被害とを区分して評価します。

水稲共済分割評価基準については、32ページ上の一覧表のとおりとなっております、適切な栽培管理を行っている農家との間に不公平が生じないように分割評価を行う必要があります。

33～37ページの現地評価の留意事項等については、後ほどお読みいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、水稲共済損害評価日程について説明を終わらせていただきます。

宮本会長 平成27年産水稲共済損害評価については、事務局説明のとおりです。

このことについて、何か御意見・御質問などありましたらどうぞ。

大倉委員 私今年初めてなんです、津市農共第308号の書類をみて、私一志ですので8月24日3カ所、同時間で書かれてますが、私はどこへ出席すればいいですか。

事務局 損害評価会委員の皆さまには抜取のみの御参加でお願いしております。8月26日に一志総合支所へお越しいただきますようお願いいたします。

後藤委員 これは、この大きな表を見たらいいわけですね。

事務局 補足説明させていただきます。先ほどの損害評価のあらましと手順というところ29ページを見ていただいて説明させていただきます。

損害評価の段階として、津市としては組合等段階というところになります。

まず、全筆調査と書いてありますのは地元の評価員様が実際現地に行って検見をしていただくという事になります。それが先ほどおっしゃられた8月24日になります。

その見ていただいた耕地の中から1地区当たり10筆以上を皆さまに抜取調査を行っていただくことになります。それがそのとなりの抜取調査になり8月26日になるんですが、こちらのほうへは御出席していただきたいと思います。

そのみていただいた耕地の中から半分以上を事務局で実測調査を行うことになります。

そのような流れでこの表を見ていただいたらと思いますので、皆さまには各地区の抜取調査へ御参加いただきますようお願いします。

宮本会長 他に御質問ありませんか。

御意見等もないようですので

暑い時期ではございますが、御協力のほどよろしく願いいたします。

次に、事項書4のその他です。

このことについて、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 事項書を一枚めくっていただきまして、平成27年度津市農業共済損害評価会開催日程一覧を御覧ください。

前回の損害評価会において御要望いただきました今後の損害評価会の開催日程日について御報告させていただきます。

損害評価会の議題等につきましては、前回御説明させていただきました内容と変更はございません。

年6回の開催を予定しており、少し色がついてございます部分が評価会となります。

今後の予定としましては、次回10月15日に第3回として麦共済（災害収入共済方式）の当初評価高、11月12日に第4回として水稻共済当初評価高、平成28年1月29日には第5回として畑作物（大豆：一筆方式）の当初評価高、3月25日には第6回としては畑作物（大豆：全相殺方式）の当初評価高と家畜共済に係る報告を予定させていただきたいと思います。

なお、損害評価会において各共済の当初評価高を御協議いただ

いた後、県連合会、農林水産省へと報告させていただくわけですが、県連合会への報告期限が早まることとなった場合など、損害評価会の開催日を変更させていただく場合がございますが、御了承願います。

委員の皆さまにはお忙しいところ誠に恐縮ですが、各評価会の開催日については、あらためて御通知させていただく文書にて、最終的に御確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上で損害評価会の開催予定日の御説明を終了させていただきます。

宮本会長 このことについて御意見、御質問ありませんか。

ないようですので、これをもちまして平成27年度第2回津市農業共済損害評価会を終了いたします。

長時間の御協議、ありがとうございました。

事務局 委員の皆さま、本日は、どうもありがとうございました。

どうぞお気をつけて、お帰り下さい。

会議終了時間 10:22